

国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員規程

平成16年 3月 4日 平15規程第2号

平成24年 2月 28日改正

平成27年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

令和 2年 1月 17日改正

令和 3年 3月 23日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において必要な調査及び研究を適切に実施するため、当研究所以外の研究機関又は大学等から研究者等を客員研究員として招へいするときの委嘱手続、委嘱期間、研究成果の報告等に関し、必要な事項を定めるものである。

(客員研究員)

第2条 客員研究員とは、国内外の研究機関の研究員又は大学の教員等であつて、研究所に関連する分野において相当の研究実績を有し、かつ、当該研究の遂行に必要な高度の専門的知識を有する者又は研究所の調査研究の推進のため特に必要と認められる者のうちから、企画部長、連携推進部長、環境情報部長、領域長、気候変動適応センター長又は福島地域協働研究拠点長（以下、この規程においてはユニット長という。）の推薦に基づき理事長が委嘱した者をいう。

(委嘱手続)

第3条 ユニット長は、客員研究員を推薦しようとするときは、役職員のうちから所内共同研究者を指名して客員研究員候補者調書・研究計画書（別に定める様式による）を提出し、理事長の承認を得るものとする。

2 理事長は、客員研究員を委嘱しようとするときは、当該客員研究員候補者本人の承認を得るとともに、当該客員研究員候補者に所属機関がある場合はその所属する機関の長の承認を得るものとする。

(委嘱期間)

第4条 客員研究員の委嘱期間は、1事業年度を限度とした期間であつて、客員研究員候補者本人及び所属する機関の長の承認を得た期間とし、再び委嘱することを妨げないものとする。

(研究計画の変更)

第5条 ユニット長は、客員研究員研究計画書を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、客員研究員研究計画変更書（様式1による。）を提出するとともに、当該客員研究員に所属機関がある場合はその所属する機関の長の承認を得るものとする。

(客員研究員の職務)

第6条 客員研究員は、当該研究計画に基づき調査研究を行うものとする。

(所内共同研究者)

第7条 所内共同研究者は、客員研究員の調査研究の円滑な実施を図るため、

調査研究の実施状況の把握及び調査研究に対する支援に係る業務を行う。

(規則等の遵守)

第8条 客員研究員は、研究所及び所内共同研究者の指示並びに法令及び研究所の規程その他の定めに従わなければならない。

2 客員研究員は、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、種苗法（平成10年法律第83号）又は著作権法（昭和45年法律第48号）上の権利の確保が行われているものを除いて、調査研究を通じて知ることのできたすべての秘密について、客員研究員の委嘱期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

3 客員研究員は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可無く研究所外に持ち出してはならない。

(施設等の使用)

第9条 客員研究員は、前条の限りにおいて、研究所の施設、備品等（以下「施設等」という。）を使用することができる。

(旅費の負担)

第10条 客員研究員の招へいに係る旅費は、研究所の定めるところにより、研究所が負担する。

(諸謝金)

第11条 研究所は、研究所の定めるところにより、客員研究員に諸謝金を支給することができる。

(災害の補償)

第12条 客員研究員の責に帰すべき事由により生じた事故等に伴う災害の補償に関しては、当該客員研究員及び当該客員研究員に所属機関がある場合はその所属機関の責任において、措置するものとする。

(研究施設等の損傷に対する賠償)

第13条 客員研究員の責に帰すべき事由により研究所の施設等に損傷を与えたときは、当該客員研究員及び当該客員研究員に所属機関がある場合はその所属機関に、その損害の賠償を求めることができる。

(研究成果の報告)

第14条 客員研究員は、研究を終了し、若しくは中止し、又は研究期間が終了したときは、速やかに客員研究員研究成果報告書（様式2による。）を理事長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 客員研究員は、研究所における当該研究業務に関する成果を公表しようとするときは、あらかじめユニット長の了解を得るものとする。

(知的財産の取扱い)

第16条 研究所と客員研究員又は客員研究員の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、客員研究員が研究所における調査研究の過程又は結果

として作製又は取得した知的財産の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程に基づくものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月4日から施行する。
- 2 独立行政法人国立環境研究所客員研究員等規程（平成13年4月1日規程第14号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に前条の規定による廃止前の独立行政法人国立環境研究所客員研究員等規程第4条に基づき委嘱されている者は、独立行政法人国立環境研究所客員研究員規程第4条に基づき委嘱された者とみなす。

改正附則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成24年2月28日）

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日をもって、国立研究開発法人国立環境研究所特別客員研究員規程（平成16年3月4日規程第78号）は廃止する。

改正附則（令和2年1月17日）

この規程は、令和2年1月17日から施行する。

改正附則（令和3年3月23日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

客員研究員研究計画変更書

令和年 月 日
(ユニット名)

1. 客員研究員氏名

2. 研究課題

3. 承認年月日番号 令和 年 月 日 第 号

4. 研究計画変更内容

5. 研究計画変更理由

様式 2

客員研究員研究成果報告書

令和 年 月 日

1. 客員研究員氏名

2. 研究課題

3. 研究等結果

4. 委嘱期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5. 主な研究実施場所

6. 所内共同研究者